

定額減税補足給付金(不足額給付)

問 高齢福祉課 内 3221

令和6年度に実施した定額減税の減税額または定額減税補足給付金(調整給付)の支給額において、不足が生じた人などに対して、給付金を支給します。なお、この給付金は非課税および差し押さえ禁止の対象となります。

給付金の対象者

令和7年1月1日時点で可児市に住民登録があり、以下の不足額給付ⅠまたはⅡに該当する人
※納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える場合は対象外。



不足額給付Ⅰ

令和6年度に実施した定額減税の減税額または定額減税補足給付金(調整給付)の支給額と、令和6年の所得から算出された所要額を比べ、減税額または支給額に不足が生じている人

不足額給付Ⅱ(次の条件を全て満たす人)

○本人および扶養親族として、定額減税の対象外の人

○令和5・6年度に実施した低所得者世帯を対象とした給付金*の世帯主・世帯員に該当しなかった人

※可児市が実施した給付金…令和5年度物価高騰対策給付金、令和5年度低所得者支援臨時給付金、令和6年度低所得者支援臨時給付金

申請方法

対象者	申請方法
「支給案内書」が届いた人	申請不要(順次振り込み)
「支給確認書」または「申請書」が届いた人	必要書類を添付して提出
上記書類が届かないが、給付金の対象と思われる人	給付金事務室へ問い合わせ

書類は、8月上旬に届く予定。対象者のうち令和6年中の転入者は8月中旬から順次発送予定。

申請締切 10月15日(水)

給付金事務室 場所 市役所1階会議室 ☎62-1118

結核検診を受けよう

問 健康増進課 内 5505

問診票の発送対象者

○今年度65歳になる人

○令和5・6年度に可児市結核検診を受診した人

※8月に問診票を郵送します。問診票が手元になく、
受診を希望する場合は同課に連絡してください。

肺がん検診と同じ検査内容です。令和7年度肺がん検診を受けた人、受ける予定の人は対象外です。

期 間 9月～11月

場 所 各地区センター、集会所など

内 容 レントゲン車による胸部X線撮影

受診対象者(次の条件を全て満たす人)

○65歳以上の人

○令和7年度肺がん検診を受診していない人

受診料 無料

持ち物 令和7年度結核検診問診票

